ここに注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「News」で随時更新中
https://www.rosei.jp/lawdb/

雇用均等関係

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう「事業主が講ずべき措置に関する指針」を改正

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況等を踏まえ、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針※の一部を改正する件」（令 2. 5. 7　厚労告201。以下、改正告示）が告示された。ここでは、改正告示の内容について解説する。

※平 9. 9.25　厚労告105

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（令 2. 5. 7　厚労告201〔令 2. 5. 7～令 3. 1.31までの時限措置〕）

野中 純　社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1.改正告示の趣旨

新型コロナウイルスが感染拡大する中、妊娠中の女性労働者は、職場の作業等を原因とする新型コロナウイルスへの感染に対して、不安やストレスを抱える場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者の母性健康管理を適切に図ることができるよう、このたび、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定することとなった。

2.男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置

男女雇用機会均等法13条により、妊娠中・出産後１年以内の女性労働者が、保健指導・健康診査の際に医師等から指導を受けた場合において、当該指導事項を事業主に申し出たときには、当該指

導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務づけられている。

3.改正告示の内容

今回の改正告示により、妊娠中の女性労働者が職場の作業等（作業、通勤、作業環境など）における新型コロナウイルスに感染するおそれに関する心理的なストレスが、母体または胎児の健康保持に影響があるとして保健指導・健康診査の際に医師等から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限（転換）、もしくは出勤の制限（在宅勤務または休業をいう）等の必要な措置を講じなければならないこととなる。以下に、上記のほかに考えられる母性健康管理措置を記載するので、参考にしていただきたい。

【その他の母性健康管理措置】

- 妊娠中の通勤緩和措置（時差通勤、勤務時間の短縮、在宅勤務等）
- 妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間の延長、休憩回数の増加等）
- 妊娠中または出産後の症状等に対応する措置（作業の制限、休業等）

なお、本改正告示は、時限措置として令和２年５月７日～令和３年１月31日までの間について適用される。

4.母性健康管理指導事項連絡カードの活用等

医師等からの指導事項の内容を事業主へ的確に伝えるためには、母性健康管理指導事項連絡カード（以下、母健連絡カード）を活用することが実務上重要となる。母健連絡カードに関する「活用の流れ」と「記入上の留意点」は、[図表]のとおりである。新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置が必要な場合には、主治医等がカード裏面の「特記事項」の欄に指導内容を記入する。「特記事項」欄への記入例は以下のようになる。

新型コロナウイルスの感染のおそれの低い作業への転換または出勤の制限（在宅勤務・休業）の措置を講じること。

5.実務上の留意事項

母性健康管理上の措置については、女性労働者と話し合い、個々の女性労働者の作業内容を勘案して、決定することが望ましいとされている。また、職場におけるマタニティハラスメントには、当該措置を求めたことや同措置の適用を受けたこと等を理由とするものも含まれており、事業主にはマタニティハラスメントを防止するための措置を講じることが義務づけられている。職場において、女性労働者の労働環境が害されないよう配慮することが重要である。

図表　母性健康管理指導事項連絡カードの活用方法

【活用の流れ】

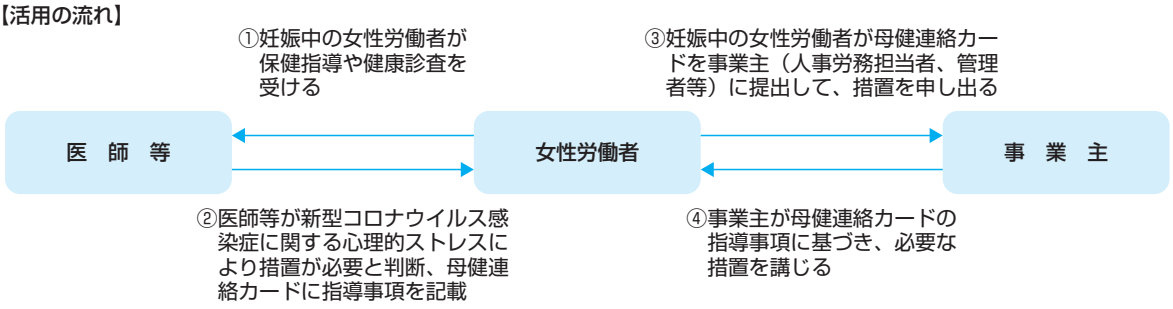

【記入上の留意点】

❷妊婦の情報として、氏名、妊娠週数、分娩予定日を確実に記入すること

❶診断書に代わる正式な書類となるため、医療機関等名・医師等氏名の記入・押印を確実に行うこと

❹母健連絡カードに記載される「標準措置」とは異なる措置を実施すべき場合等は、具体的な措置内容を特記事項欄に記入すること。新型コロナウイルス感染症による心理的ストレスより必要な措置を講ずべき場合は、具体的措置の内容を特記事項欄に記載すること

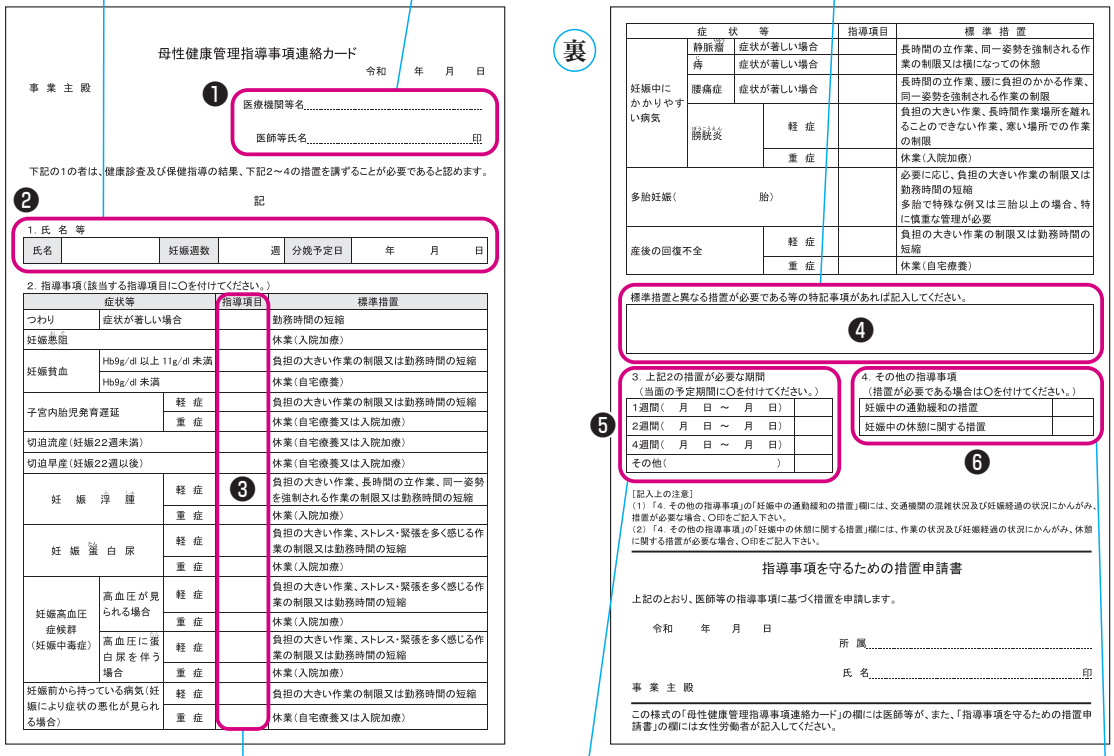

表

母性健康管理指導事項連絡カード

令和　年　月　日

事業主殿

❶ 医療機関等名……
医師等氏名……印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

❷ 記

1. 氏名等

氏名		妊娠週数	週	分娩予定日	年　月　日

2. 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症状等			指導項目	標準措置
つわり	症状が著しい場合			勤務時間の短縮
妊娠悪阻				休業（入院加療）
妊娠貧血	Hb9g/dl 以上 11g/dl 未満			負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl 未満			休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）				休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）				休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠浮腫		軽症	❸	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（入院加療）
妊娠蛋白尿		軽症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（入院加療）
妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）	高血圧が見られる場合	軽症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（入院加療）
	高血圧に蛋白尿を伴う場合	軽症		負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養又は入院加療）

裏

症状等			指導項目	標準措置
妊娠中にかかりやすい病気	静脈瘤	症状が著しい場合		長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は横になっての休憩
	痔	症状が著しい場合		
	腰痛症	症状が著しい場合		長時間の立作業、腰に負担のかかる作業、同一姿勢を強制される作業の制限
	腟炎	軽症		負担の大きい作業、長時間作業場所を離れることのできない作業、寒い場所での作業の制限
		重症		休業（入院加療）
多胎妊娠（　　胎）				必要に応じ、負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮 多胎で特殊な例又は三胎以上の場合、特に慎重な管理が必要
産後の回復不全		軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症		休業（自宅療養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

❹

❺ 3. 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1週間（　月　日～　月　日）	
2週間（　月　日～　月　日）	
4週間（　月　日～　月　日）	
その他（　　）	

4. その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

❻

［記入上の注意］
（1）「4. その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入下さい。
（2）「4. その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入下さい。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

令和　年　月　日

所属……

氏名……印

事業主殿

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。

❸症状等に応じて、措置を実施すべきと判断した指導項目欄に○を付けること

❺カードに記載する時点での医学的判断から、当面必要と思われる期間を記載すること

❻通勤緩和の措置や休憩に関する措置が医学的にも必要な場合には記入すること

［注］　母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」（https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/）からダウンロードできる。